

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成30年度見直し箇所

: 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過の施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	30
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	34
自立生活援助サービス費	35
共同生活援助サービス費	36
計画相談支援給付費	39
障害児相談支援給付費	40
地域相談支援給付費（地域移行支援）	41
地域相談支援給付費（地域定着支援）	42
福祉型障害児入所施設給付費	43
医療型障害児入所施設給付費	47
児童発達支援給付費	49
医療型児童発達支援給付費	53
放課後等デイサービス給付費	54
居宅訪問型児童発達支援給付費	59
保育所等訪問支援給付費	60

○ 居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 略痰吸引等 支援体制加 算
イ 居宅における 身体介護	(1) 30分未満 (248単位)	×70/100	1時間未満 (184単位) 1時間以上 1時間30分 未満 (274単位) 1時間30分以上 2時間未満 (365単位)	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×90/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満 (392単位)										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位)										
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位)										
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位)										
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位)										
	(7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位)										
ロ 通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	(1) 30分未満 (248単位)	×70/100	2時間以上 2時間30分未満 (456単位) 2時間30分以上 3時間未満 (548単位) ※3時間以上 (632単位)に30 分を増すごとに +84単位)	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×90/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満 (392単位)										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位)										
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位)										
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位)										
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位)										
	(7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位)										
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (102単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
	(2) 30分以上45分未満 (148単位)										
	(3) 45分以上1時間未満 (191単位)										
	(4) 1時間以上1時間15分未満 (231単位)										
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (267単位)										
	(6) 1時間30分以上 (301単位に15分を増すごとに+34単位)										
ニ 通院等介助 (身体介護を 伴わない場 合)	(1) 30分未満 (102単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
	(2) 30分以上1時間未満 (191単位)										
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (267単位)										
	(4) 1時間30分以上 (335単位に30分を増すごとに+68単位)										
ホ 通院等乗降介助 (98単位)											
初回加算 (1月につき200単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)											
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算)											
福祉・介護職 員処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×303/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×221/1,000)										
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×123/1,000)										
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)										
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×41/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可									

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害支援区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度訪 問介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 90日以上利 用減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ ロ以外 の障害者 に提供し た場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×80/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当 たり100単位 を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (365単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (456単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (548単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (638単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (730単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
ロ 病院 等入院 又は入所 中の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15/100	+8.5/100	熱練従業者 が同行して 支援を行う 場合 ×170/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×80/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当 たり100単位 を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (365単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (456単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (548単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (638単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (730単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
移動介護 加算	イ 1時間未満 (100単位を加算)	+15/100	+8.5/100	熱練従業者 が同行して 支援を行う 場合 ×170/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×80/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算	1人1日当 たり100単位 を加算
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)									
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)									
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)									
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)									
	ヘ 3時間以上 (250単位を加算)									
初回加算 (1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度) (1回につき584単位を加算)										
福祉・介護 職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×192/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可								
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×140/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×78/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×26/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可								

○同行援護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
身体介護を 伴う場合※	(1) 30分未満 (257単位)	×70/100							特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100		1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満 (406単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (591単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (674単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (758単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (842単位)											
	(7) 3時間以上 (925単位に30分を増すごとに+83単位)											
身体介護を 伴わない場 合※	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100				特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100		
	(2) 30分以上1時間未満 (200単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (279単位)											
	(4) 1時間30分以上 (349単位に30分を増すごとに+70単位)											
平成30年4 月以降に支 給決定を受 けた者に提 供した場合	(1) 30分未満 (184単位)	×90/100				+25/100	+20/100	+40/100	特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100		1回につき 100単位を加 算	1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 30分以上1時間未満 (291単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (420単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (484単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (547単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (610単位)											
	(7) 3時間以上 (673単位に30分を増すごとに+63単位)											
※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の報酬を算定できる。												
初回加算		(1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
福祉・介護 職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×303/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×221/1,000)											
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×123/1,000)											
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)											
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)											
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×41/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可										

○行動援護サービス費

基本部分		注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動 援護従事者 による場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 30分未満 (254単位)		× 95 / 100	× 200 / 100	特定事業所加算(Ⅰ) +20 / 100 特定事業所加算(Ⅱ) +10 / 100 特定事業所加算(Ⅲ) +10 / 100 特定事業所加算(Ⅳ) +5 / 100	+15 / 100	1回につき 100単位を加算	1人1日当り 100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満 (402単位)							
ハ 1時間以上1時間30分未満 (586単位)							
ニ 1時間30分以上2時間未満 (733単位)							
ホ 2時間以上2時間30分未満 (882単位)							
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,030単位)							
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,179単位)							
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,327単位)							
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,477単位)							
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,624単位)							
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,773単位)							
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,921単位)							
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,070単位)							
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,218単位)							
ヨ 7時間以上7時間30分未満 (2,368単位)							
タ 7時間30分以上 (2,514単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×254 / 1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×185 / 1000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×103 / 1000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90 / 100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80 / 100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×34 / 1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

○療養介護サービス費

基本部分				注	注				
イ 療養介護サービス費				× 965/1,000	× 70/100	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護職員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 又は サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合 又は 減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	療養介護計画が作成されない場合 減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	身体拘束廃止未実施減算 利用者全員について、1日につき5単位を減算
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(943単位)						
		(二) 定員41人以上80人以下	(917単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(870単位)						
		(四) 定員81人以上	(833単位)						
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(686単位)						
		(二) 定員41人以上80人以下	(651単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(605単位)						
		(四) 定員81人以上	(575単位)						
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(543単位)						
		(二) 定員41人以上80人以下	(514単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(485単位)						
		(四) 定員81人以上	(463単位)						
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(435単位)						
		(二) 定員41人以上80人以下	(399単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(372単位)						
		(四) 定員81人以上	(352単位)						
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(435単位)						
		(二) 定員41人以上80人以下	(399単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(372単位)						
		(四) 定員81人以上	(352単位)						
ロ 経過的療養介護サービス費				× 965/1,000					
(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(881単位)							
	(二) 定員41人以上80人以下	(881単位)							
	(三) 定員61人以上80人以下	(852単位)							
	(四) 定員81人以上	(819単位)							
地域移行加算				(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)					
福祉専門職員配置等加算				イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)					
人員配置体制加算				× 965/1,000					
イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)								
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)							
	(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)								
				(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)					
				(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算				(1日につき300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算				イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×35/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×25/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×14/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可					

[illegible]

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×42/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×88/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×59/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の80/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×31/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×17/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の80/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×6/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)

(別 表)

8

二 ちゅうあ 虎の場合	6)定員21人以上29人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(455単位)
		(二)当該施設が主たる施設	(607単位)
		(三)当該施設が単独施設	(687単位)
	7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(428単位)
		(二)当該施設が主たる施設	(667単位)
		(三)当該施設が単独施設	(687単位)
	8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(605単位)
		(二)当該施設が単独施設	(605単位)
	9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(563単位)
		(二)当該施設が単独施設	(563単位)
	10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(494単位)
		(二)当該施設が単独施設	(494単位)
	11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(477単位)
		(二)当該施設が単独施設	(477単位)
	12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(460単位)
		(二)当該施設が単独施設	(460単位)
	13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(442単位)
		(二)当該施設が単独施設	(442単位)
	14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(428単位)
		(二)当該施設が単独施設	(428単位)
	15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(409単位)
		(二)当該施設が単独施設	(409単位)
	1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(984単位)
		(二)当該施設が単独施設	(778単位)
	2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(733単位)
		(二)当該施設が単独施設	(778単位)
	3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(733単位)
		(二)当該施設が主たる施設	(1,492単位)
		(三)当該施設が単独施設	(778単位)
	4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(548単位)
		(二)当該施設が主たる施設	(1,066単位)
		(三)当該施設が単独施設	(707単位)
	5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(510単位)
		(二)当該施設が主たる施設	(900単位)
		(三)当該施設が単独施設	(707単位)

	ハ 専攻種 習得支援加 算(Ⅷ) 1日につき +149単位 ニ 専攻種 習得支援加 算(Ⅸ) 1日につき +178単位 *別に定め る条件に合 致する場合 +10単位	+55単位
		+46単位
		+46単位
		+37単位
		+37単位
		+27単位
		+24単位
		+22単位
		+19単位
		+16単位
		+13単位
		+278単位
		+68単位
		+139単位
		+46単位
		+139単位
		+46単位
		+92単位
		+46単位
		+99単位
		+46単位

+32単位	+34単位	+39単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +17単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +42単位
+32単位	+44単位	+59単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +57単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +52単位
+24単位	+16単位	+29単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +49単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +26単位
+24単位	+16単位	+29単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +49単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +26単位
+19単位	+26単位	+39単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +52単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +24単位
+16単位	+24単位	+34単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +46単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +19単位
+14単位	+22単位	+39単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +52単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +16単位
+12単位	+19単位	+19単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +18単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +13単位
+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +17単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +13単位
+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +15単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +11単位
+9単位	+13単位	+19単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +14単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +11単位
+9単位	+13単位	+19単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +14単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +11単位
+46単位	+66単位	+66単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +66単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +71単位
+46単位	+66単位	+66単位	イ 専門職員 (法学部法二 部)の併合 +66単位 ロ 専攻指導 員等の場合 +71単位

○短期入所サービス費

基本部分				注				
				利用者の数が 利用定員を超 える場合	又は 従業員の員数 が基準に満た ない場合	大規模減算	身体拘束面 止未実施減 算	福祉専門職員配置等加算
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入 所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6	(896単位)	×70/100	減算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	単独型で20 床以上の場合 ×90/100	利用者全員 について、1 日につき5単 位を減算	
		(二) 区分5	(761単位)					
		(三) 区分4	(629単位)					
		(四) 区分3	(565単位)					
		(五) 区分1+2	(494単位)					
	(2)福祉型短期入 所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6	(584単位)					
		(二) 区分5	(512単位)					
		(三) 区分4	(308単位)					
		(四) 区分3	(233単位)					
		(五) 区分1+2	(167単位)					
	(3)福祉型短期入 所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3	(761単位)					
		(二) 区分2	(597単位)					
		(三) 区分1	(494単位)					
	(4)福祉型短期入 所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3	(512単位)					
		(二) 区分2	(270単位)					
		(三) 区分1	(167単位)					
	(5)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅰ)	(一) 区分6	(1,096単位)					
		(二) 区分5	(962単位)					
		(三) 区分4	(829単位)					
		(四) 区分3	(766単位)					
		(五) 区分1+2	(695単位)					
	(6)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅱ)	(一) 区分6	(785単位)					
		(二) 区分5	(713単位)					
		(三) 区分4	(509単位)					
(四) 区分3		(434単位)						
(五) 区分1+2		(367単位)						
(7)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅲ)	(一) 区分3	(962単位)						
	(二) 区分2	(798単位)						
	(三) 区分1	(695単位)						
(8)福祉型強化短 期入所サービス費 (Ⅳ)	(一) 区分3	(713単位)						
	(二) 区分2	(471単位)						
	(三) 区分1	(367単位)						
ロ 医療型短期入所サービス費				(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,889単位)			
				(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,686単位)			
				(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,679単位)			
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)				(2,768単位)			
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)				(2,555単位)			
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)				(1,578単位)			
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)				(2,014単位)			
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)				(1,881単位)			
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)				(1,209単位)			
ニ 共生型短期入所サービス費				(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(761単位)			〔Ⅰ〕常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の 資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算 〔Ⅱ〕常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の 資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算
				(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(233単位)			
				(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(958単位)			
				(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(432単位)			
ホ 基準該当短期入所サービス費				(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(761単位)			
				(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(233単位)			
短期利用加算 (1日につき30単位を加算)								
常勤看護職員等配置加算								
				(一)定員6人以下	(1日につき10単位を加算)			
				(二)定員7人以上12人以下	(1日につき8単位を加算)			
				(三)定員13人以上17人以下	(1日につき6単位を加算)			
				(四)定員18人以上	(1日につき4単位を加算)			
医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)								
重症児者対応支援加算 (1日につき30単位を加算)								
重度障害者支援加算 (1日につき50単位を加算)								
単独型加算 (1日につき320単位を加算)								
医療連携体制加算								
	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき600単位を加算)						
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき300単位を加算)						
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)						
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)						
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)						
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき1,000単位を加算)						
栄養士配置加算								
イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき22単位を加算)							
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき12単位を加算)						

注 一定の条件を満たす場合 +10単位
注 一定の条件を満たす場合 +100単位

利用者負担上原額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算		(1日につき48単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき120単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき270単位を加算)
定員超過特例加算		(1日につき50単位を加算)
送迎加算		(片道につき188単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×69/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×50/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×28/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)
		(1月につき 十八の80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×9/1,000)

注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。

注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×170/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×124/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×69/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)

注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×57/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×41/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)

注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×74/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×54/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×30/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)

注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×74/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×54/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×30/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)

注7 単独型事業所において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×42/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×31/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×17/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×23/1,000)

注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×8/1,000)

注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×10/1,000)

注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×10/1,000)

注7 単独型事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×6/1,000)

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (201単位)	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100	+15 / 100	1人1日当たり100単位を加算	1日につき48単位を加算
	(2) 1時間以上12時間未満 (301単位に30分を増すごとに+100単位)					
	(3) 12時間以上24時間未満 (2,499単位に30分を増すごとに+98単位)					
ロ 短期入所	1日につき (946単位)					
ハ 共同生活援助(介護サービス包括型に限る)	1日につき (997単位)					
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき600単位を加算)					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき300単位を加算)					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)					
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき1,000単位を加算)					
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)					
医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき900単位を加算)					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)					
施設加算 ※短期入所のみ対象。 (片道につき186単位を加算)		注 同一敷地内の場合 × 70 / 100単位				
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき670単位を加算)						
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)						
重度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位 × 25 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位 × 18 / 1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位 × 10 / 1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90 / 100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80 / 100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位 × 3 / 1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可				

○施設入所支援サービス費

基本部分			注	注										
			地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算					
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(455単位) (384単位) (309単位) (233単位) (169単位)	× 965/1,000	× 70/100	× 95/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(357単位) (298単位) (236単位) (186単位) (147単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算						
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(296単位) (248単位) (199単位) (163単位) (133単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算						
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2以下(未判定の者を含む)	(270単位) (224単位) (179単位) (147単位) (126単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算						
ホ 経過的施設入所支援サービス費							(別表のとおり)							
夜勤職員配置体制加算							(1)定員21人以上40人以下 (2)定員41人以上60人以下 (3)定員61人以上	(1日につき60単位を加算) (1日につき48単位を加算) (1日につき39単位を加算)		× 965/1,000				
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1日につき28単位を加算)					注 一定の条件を満たす場合 +22単位							
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一) 体制を整えた場合 (二) 夜間支援を行った場合					(1日につき7単位を加算) (1日につき180単位を加算)	注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位						
夜間看護体制加算							(1日につき60単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算							(1日につき41単位を加算)							
入所時特別支援加算			(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)											
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1) 定員60人以下 (2) 定員61人以上80人以下 (3) 定員81人以上	× 965/1,000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定										
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1) 定員60人以下 (2) 定員61人以上80人以下 (3) 定員81人以上								(1日につき320単位を加算) (1日につき272単位を加算) (1日につき247単位を加算) (1日につき191単位を加算) (1日につき162単位を加算) (1日につき147単位を加算)				
入院時支援特別加算(月1回を限度)			(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (2) 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)	8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定									
地域移行加算			(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)											
体験宿泊支援加算			(1日につき120単位を加算)											
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	(1日につき12単位を加算)												
	ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	(1日につき306単位を加算)												
栄養マネジメント加算			(1日につき12単位を加算)											
経口移行加算			(1日につき28単位を加算)											
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ)	(1日につき28単位を加算)												
	ロ 経口維持加算(Ⅱ)	(1日につき5単位を加算)												
療養食加算			(1日につき23単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 69/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可											
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 50/1,000)												
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 28/1,000)												
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + ハの90/100)												
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + ハの80/100)												
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可											
(1月につき + 所定単位 × 9/1,000)														

ホ 経過の施設入所支援サービス費

(別 表)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 施設等 費の増減	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (285単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 43単位 ロ 児童指導 員等の増減 38単位
	(2)定員10人	一 当該施設に併設する施設が主たる施設 (249単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 44単位 ロ 児童指導 員等の増減 39単位
		二 当該施設が主たる施設 (514単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 44単位 ロ 児童指導 員等の増減 39単位
		三 当該施設が単独施設 (285単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 44単位 ロ 児童指導 員等の増減 39単位
	(3)定員11人以上20人以下	一 当該施設に併設する施設が主たる施設 (196単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 42単位 ロ 児童指導 員等の増減 37単位
		二 当該施設が主たる施設 (330単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 42単位 ロ 児童指導 員等の増減 37単位
		三 当該施設が単独施設 (281単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 42単位 ロ 児童指導 員等の増減 37単位
	(4)定員21人以上30人以下	(249単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 40単位 ロ 児童指導 員等の増減 35単位
	(5)定員31人以上40人以下	(208単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 34単位 ロ 児童指導 員等の増減 30単位
	(6)定員41人以上50人以下	(196単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 31単位 ロ 児童指導 員等の増減 27単位
	(7)定員51人以上60人以下	(179単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 29単位 ロ 児童指導 員等の増減 25単位
	(8)定員61人以上70人以下	(172単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 27単位 ロ 児童指導 員等の増減 23単位
	(9)定員71人以上80人以下	(165単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 26単位 ロ 児童指導 員等の増減 22単位
	(10)定員81人以上90人以下	(158単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 24単位 ロ 児童指導 員等の増減 20単位
	(11)定員91人以上100人以下	(153単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(12)定員101人以上110人以下	(152単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(13)定員111人以上120人以下	(151単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(14)定員121人以上130人以下	(150単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(15)定員131人以上140人以下	(149単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(16)定員141人以上150人以下	(148単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(17)定員151人以上160人以下	(147単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位
	(18)定員161人以上170人以下	(146単位)															イ 専門職員 増減(増減士 数)の場合 23単位 ロ 児童指導 員等の増減 19単位

